

日本糖尿病対策推進会議規約

平成17年 2月 9日制定
平成17年12月26日改正
平成19年 8月 8日改正
平成20年 2月27日改正
平成22年 2月 7日改正

(目的)

第1条 日本糖尿病対策推進会議（以下「推進会議」という。）は、糖尿病の発症予防、合併症防止等の糖尿病対策をより一層推進し、国民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 推進会議は、前条の目的に賛同する別紙幹事団体及び構成団体（以下「構成する団体」という。）をもって構成する。
なお、幹事団体の賛同のもと協力団体を置くことができるものとする。また、都道府県、及び市区町村においても、糖尿病対策推進会議を設置することができるものとする。

(組織)

第3条 推進会議に総会、推進会議運営の企画・調整を行う常任幹事会、及び幹事会を置く。
総会は、役員、構成する団体の各都道府県代表者をもって構成する。

(役員)

第4条 推進会議に会長、副会長、常任幹事、及び幹事を置く。
2. 会長及び副会長は、幹事団体の互選による。
3. 常任幹事は幹事団体からの推薦により、幹事は構成団体からの推薦による。
4. 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

(会議)

第5条 総会、常任幹事会、及び幹事会は必要に応じ随時開催するものとする。

(細則)

第6条 本規約に定めるものの他、推進会議の運営に関し必要な事項は、常任幹事会の議を経て別に定めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、会長に選任された幹事団体の事務局が担当する。

日本糖尿病対策推進会議を構成する団体

【幹事団体】

日本医師会

日本糖尿病学会

日本糖尿病協会

日本歯科医師会

【構成団体】

健康保険組合連合会

国民健康保険中央会

日本腎臓学会

日本眼科医会